

《配信日》

2020年4月13日

《件名》:

【ICJ】(重要)総会日程変更時のご留意事項ご案内

《本文》

平素は「議決権電子行使プラットフォーム」の運営に対しまして
格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、一部の5、6月総会プラットフォーム
参加会社様より、総会日程変更等に関する各種お問合せを頂いております。
ご留意事項について、以下の通りまとめましたので、ご案内申し上げます。

【1】招集通知発送日及び総会日変更

【2】継続会開催

【3】基準日変更

【4】臨時株主総会開催

【1】招集通知発送日及び総会日変更

従来基準日で定時株主総会を開催するが、招集通知発送日が後ろ倒しとなる場合。

＜ご留意事項＞

変更前発送日の4営業日前までに変更後の総会日程を再登録いただく必要がございますので、「ICJ登録サイト」よりご登録内容の変更をお願い致します。

※招集通知発送日が前倒しとなる場合及び総会日に変更となる場合は、確定次第速やかに再登録をお願い致します。

【2】継続会開催

従来基準日の定時株主総会で、継続会を開催する場合。

<ご留意事項>

ご留意点についてご案内致しますので、弊社営業担当者までご連絡ください。

【3】基準日変更

従来基準日の定時株主総会を開催せず、別途基準日を設定して、定時株主総会を開催する場合。

<ご留意事項>

- ・従来基準日の定時株主総会における総会日程登録を取り下げる必要がございますので、弊社営業担当者までご連絡をお願い致します。
※一度取り下げた総会日程での、再度のお取り扱いはできませんのでご注意ください。
 - ・新たに基準日を設定する場合は、別途総会日程登録が必要となりますので、「ICJ 登録サイト」よりご登録お手続きをお願い致します。
 - ・新たに設定する基準日から招集通知発送日までに、十分な期間が確保できない場合は、プラットフォームのお取り扱いができない可能性があります。
-

【4】臨時株主総会開催

従来基準日の定時株主総会を開催し、別途臨時株主総会を開催する場合。

<ご留意事項>

- ・臨時株主総会を開催する場合は、別途総会日程登録が必要となりますので、「ICJ 登録サイト」よりご登録お手続きをお願い致します。
 - ・新たに設定する基準日から招集通知発送日までに、十分な期間が確保できない場合は、プラットフォームのお取り扱いができない可能性があります。
-

以上、ご案内申し上げます。

その他のお問い合わせにつきましては、
お気軽に下記のサポート担当もしくは営業担当までご連絡ください。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

<お問合せ先>

株式会社ICJ コーポレート ソリューション部 サポート担当
〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 6-5 兜町第 6 平和ビル 4 階
03-4533-0365(直通) marketing@icj-co.jp

※今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止対応に伴い、
弊社では原則社員の在宅勤務および時差勤務を実施しております。
お急ぎの場合は、営業担当者まで直接ご連絡ください。
ご不便をお掛けし誠に申し訳ございませんが、
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。